

(様式5)

電話照会事案事績整理票

項目コード HJ5300

(課税第一部 審理課)

(起案日 )

- 申告所得税(譲渡除く)
- 源泉所得税
- 資産税(譲渡・相続・贈与)
- 法人税
- 消費税等  その他

決裁  
(合議)  
欄

決裁了

整理番号 D-007

照会者	(氏名)	対象者	受付年月日
	(連絡先)		回答年月日

【照会事項】 信託に係る税務上の取扱いについて	関係法令 法法2二十九の二、12①②
----------------------------	-----------------------

【照会要旨】

本件は、に要旨次のとおり照会者から相談されたものである。今後、照会者において個別の論点につき疑義が生じた場合には照会がされる可能性もあることから、電話照会事案として記録に残す。

- 1 信託を大別すると管理型信託と運用型信託に大別される。信託の受託者を業とする者は、管理型信託の場合には関東財務局の登録が必要となり、運用型信託の場合には金融庁から免許が交付される必要がある。
- 2 照会者は、オーナー経営者等を委託者、照会者を受託者、発行会社の役員等を受益候補者(受益者は信託契約締結時点では存在せず、受益候補者の中から信託期間満了日に受益者指定権者によって指定される)とする信託を販売する予定であり、当該信託は管理型信託に該当することから、現在、関東財務局に当該信託を登録するための申請手続を行っている。
- 3 上記2の申請手続の提出書類には、税務の意見書及び法務の意見書が含まれている。照会者は、税務の意見書について、が作成した別添の「信託に係る税務問題に関する意見書」を関東財務局に提出した。
- 4 照会者が上記3の意見書を関東財務局に提出したところ、関東財務局から「当該意見書について国税当局に確認してもらっているのか。」と言われた。
- 5 照会者としては、当該意見書は関連する条文等を網羅的に記載したものであり、特段疑義がある点はないものの、関東財務局から上記4のコメントがされたため、審理課に相談することとした。

【処理てん末】

照会者には、要旨次の内容を回答した。

- 1 が記載した意見書に国税がお墨付きを与えることはできない。文書回答手続を利用するのであれば、対応することはできるが、当該意見書を見たところ、単に条文を網羅的に記載したものであり、何か検討を要するような内容になっていない。
- 2 そもそも照会者が疑問に思っていない内容について、検討することはできない。今後個別の論点につき疑義が生じた場合は、改めて照会事項を整理した上で、再度照会していただきたい。

庁	要( )	他部課等連絡	要( )	連絡先	局WAN	要
---	------	--------	------	-----	------	---

東京国税局 贈税第一部  
管理課 御中

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社が受託者となる信託契約である [ ] 信託は、受益者等の存しない信託として法人贈税信託に該当することから、

- ① 信託設定時に信託測出された信託財産に相当する金額の受益贈税及び信託期間中における運用益に対する贈税が法人贈税信託において生じ
- ② 受益者等が存することとなり法人贈税信託に該当しないこととなった場合には、法人贈税信託では信託財産を受益者等の積立価値で引継ぎしたものとされ、受益者等となった個人及び法人ではその積立価値により引継ぎを受けたものとされるときに受益者等はその引継ぎに係る贈税は生じない
- と理解しておりますが、弊社の理解で誤りがないか、貴局のご見解を賜りたくお願い申し上げます。

記

添付資料 1 [ ] 信託に係る贈税問題の関する意見書

以上

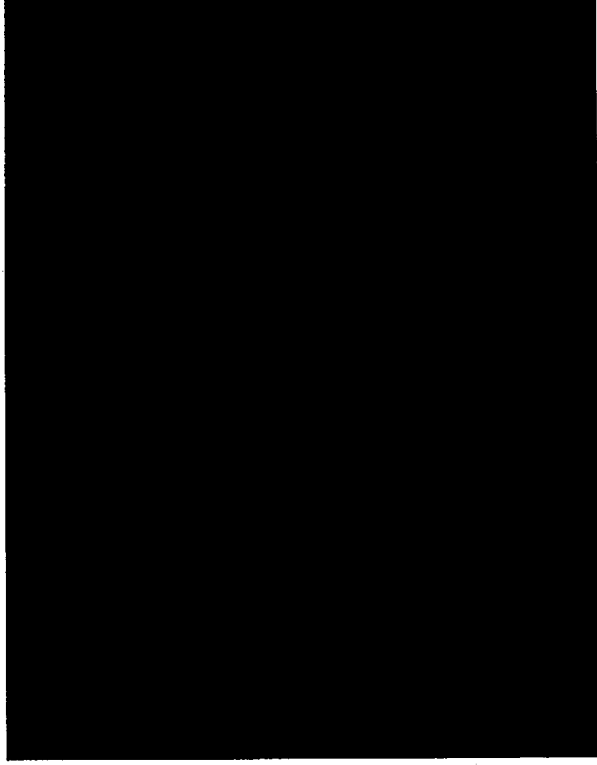
[ ] 御中

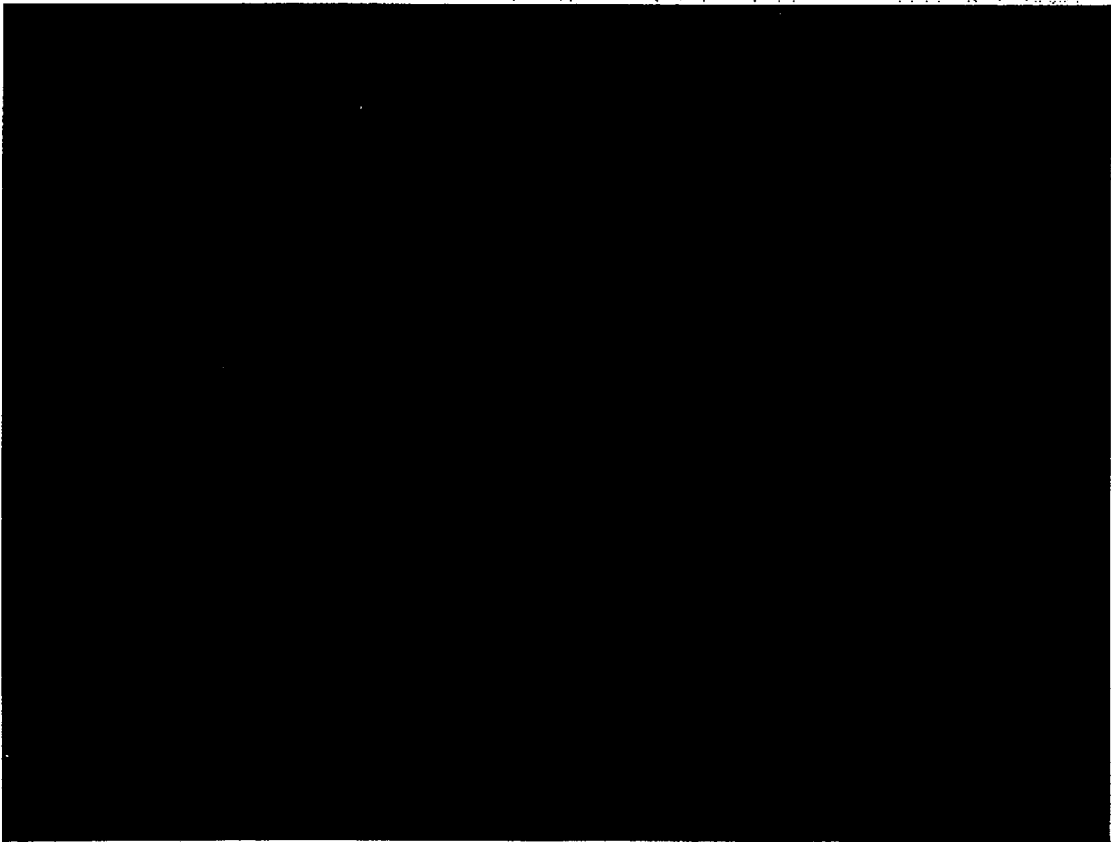
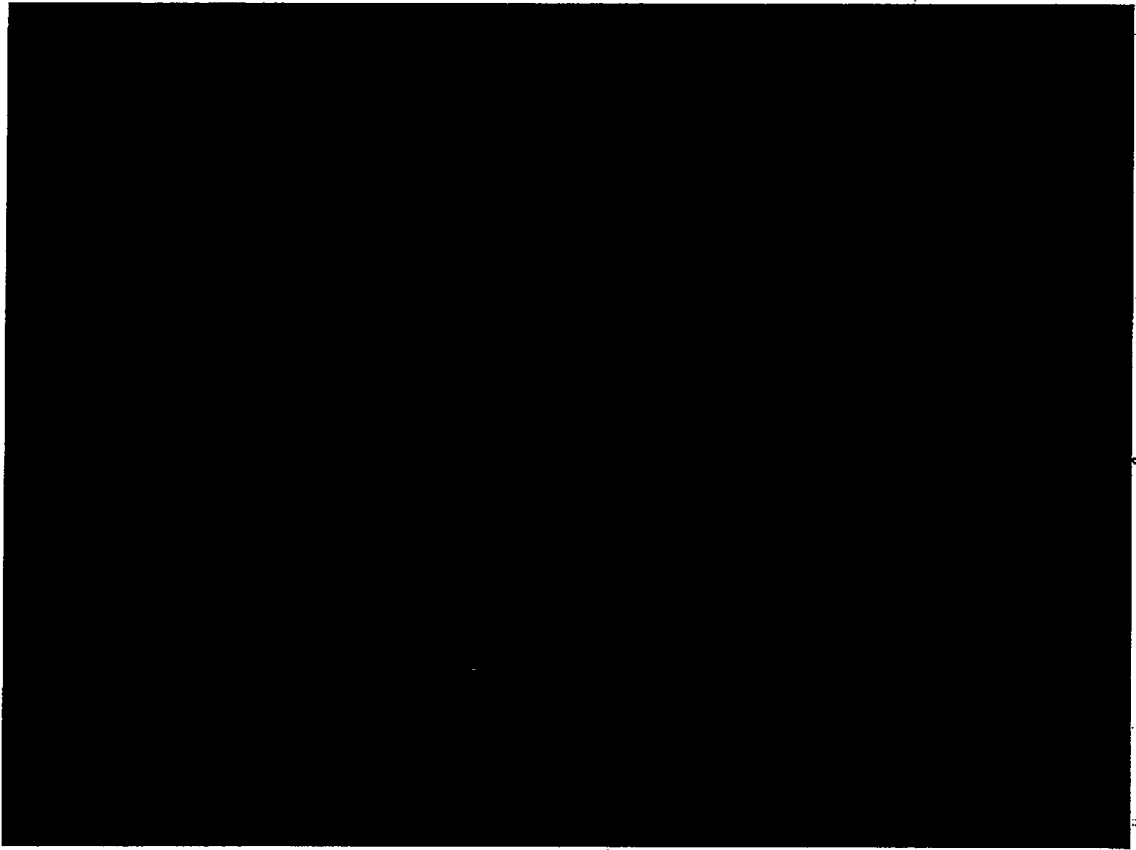
[ ] 信託に係る贈税問題に関する意見書

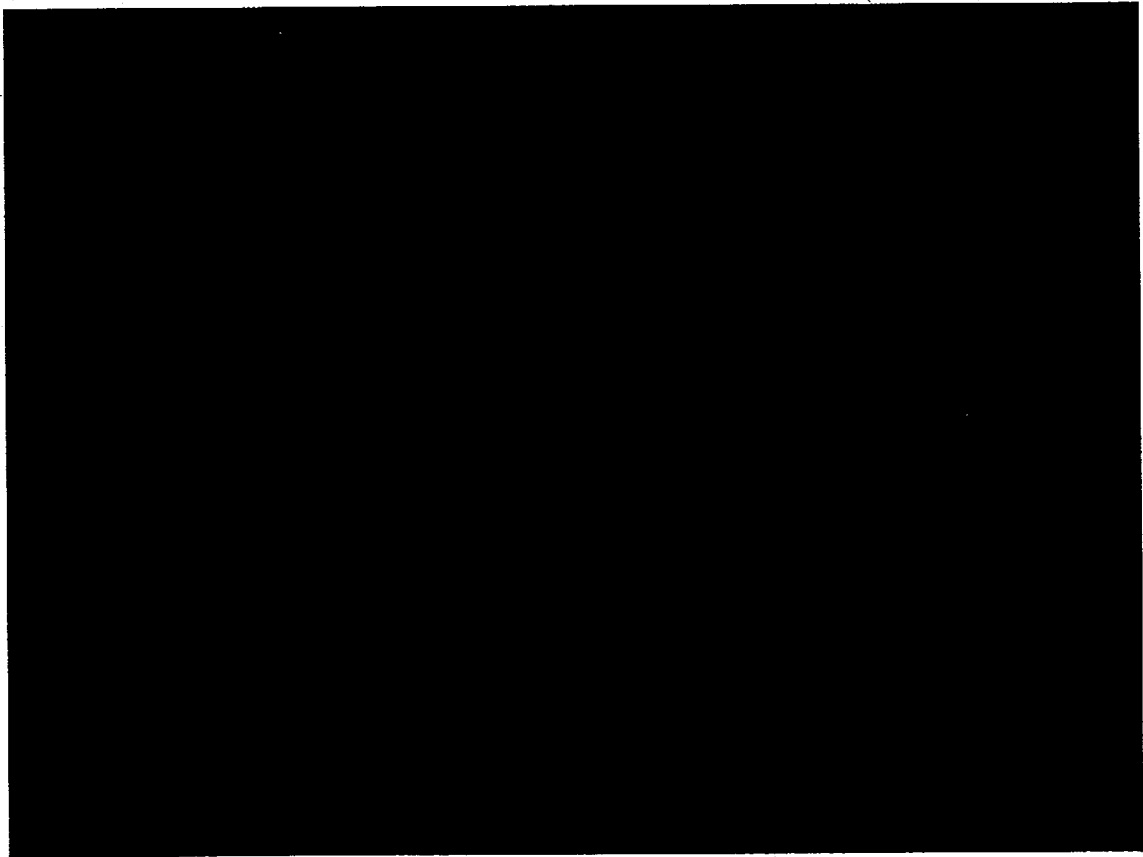
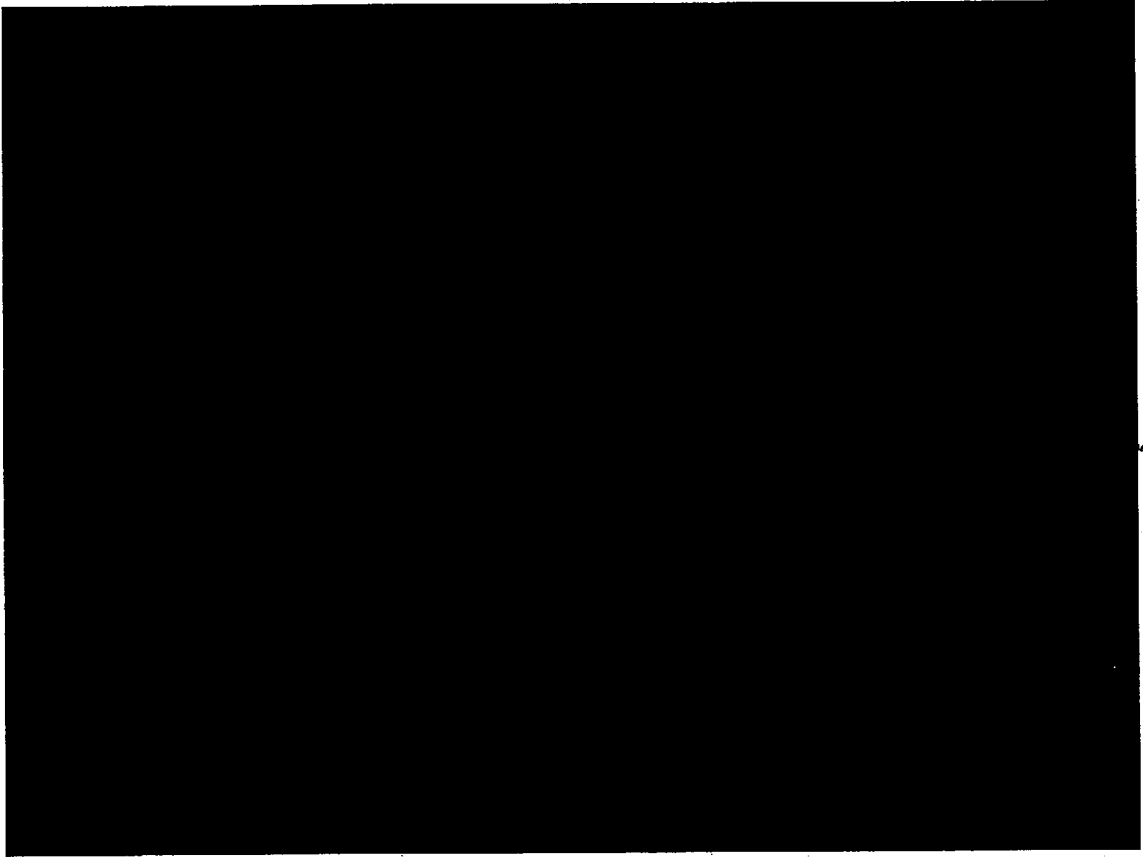
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

別添 1 乃至 6 の [ ] 信託設定契約書（以下、それぞれ「本契約 No. 1-1」「本契約 No. 1-2」「本契約 No. 2-1」「本契約 No. 2-2」「本契約 No. 2-3」「本契約 No. 3」といい、総称して「本契約」といいます。）に基づく新株予約権の信託（以下、それぞれ「本信託 No. 1-1」「本信託 No. 1-2」「本信託 No. 2-1」「本信託 No. 2-2」「本信託 No. 2-3」「本信託 No. 3」といい、総称して「本信託」といいます。）について、その税務上の取扱いについて下記の通りご報告致します（以下「本意見書」といいます。）。

記

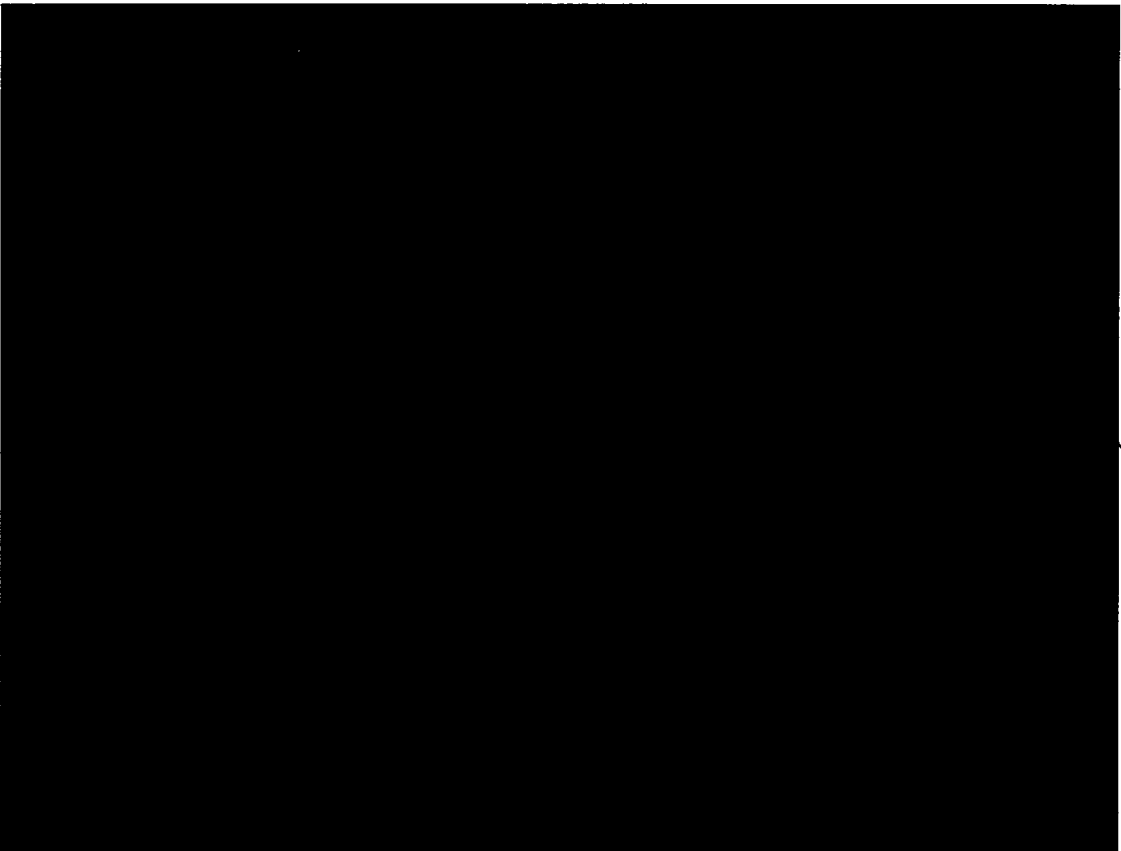




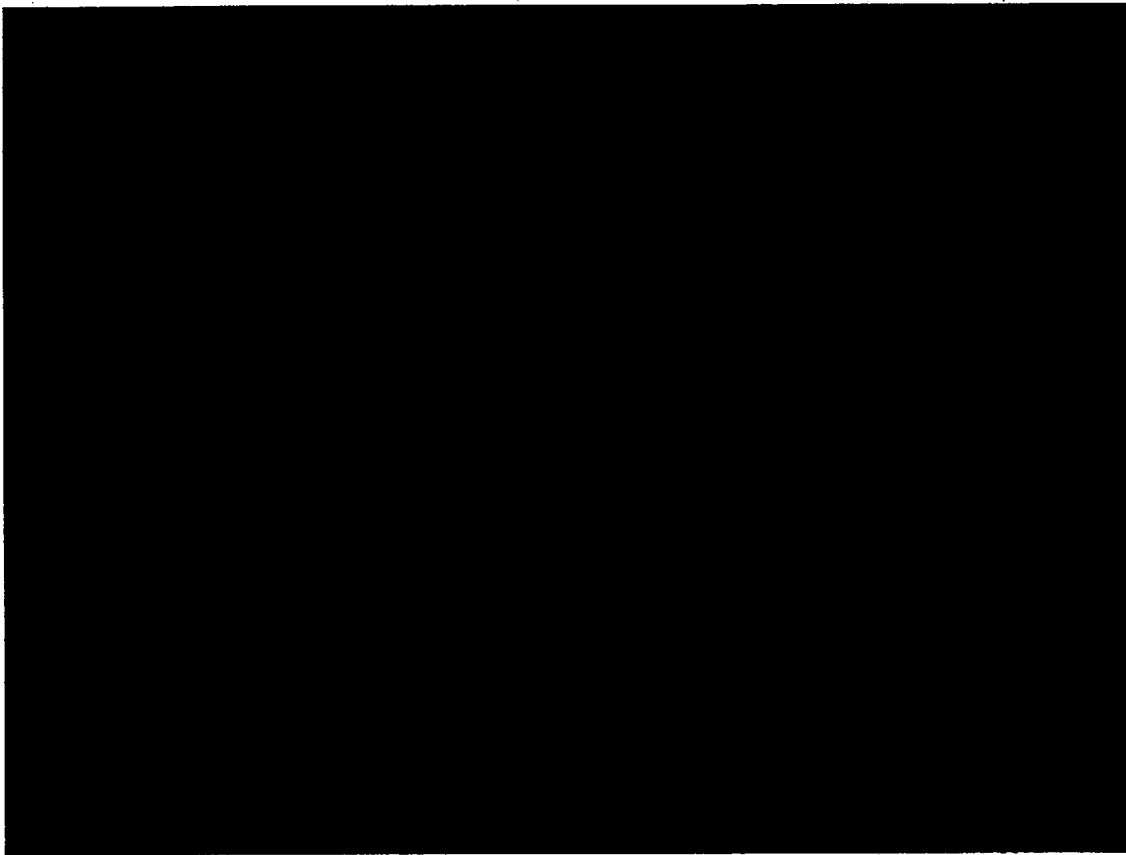
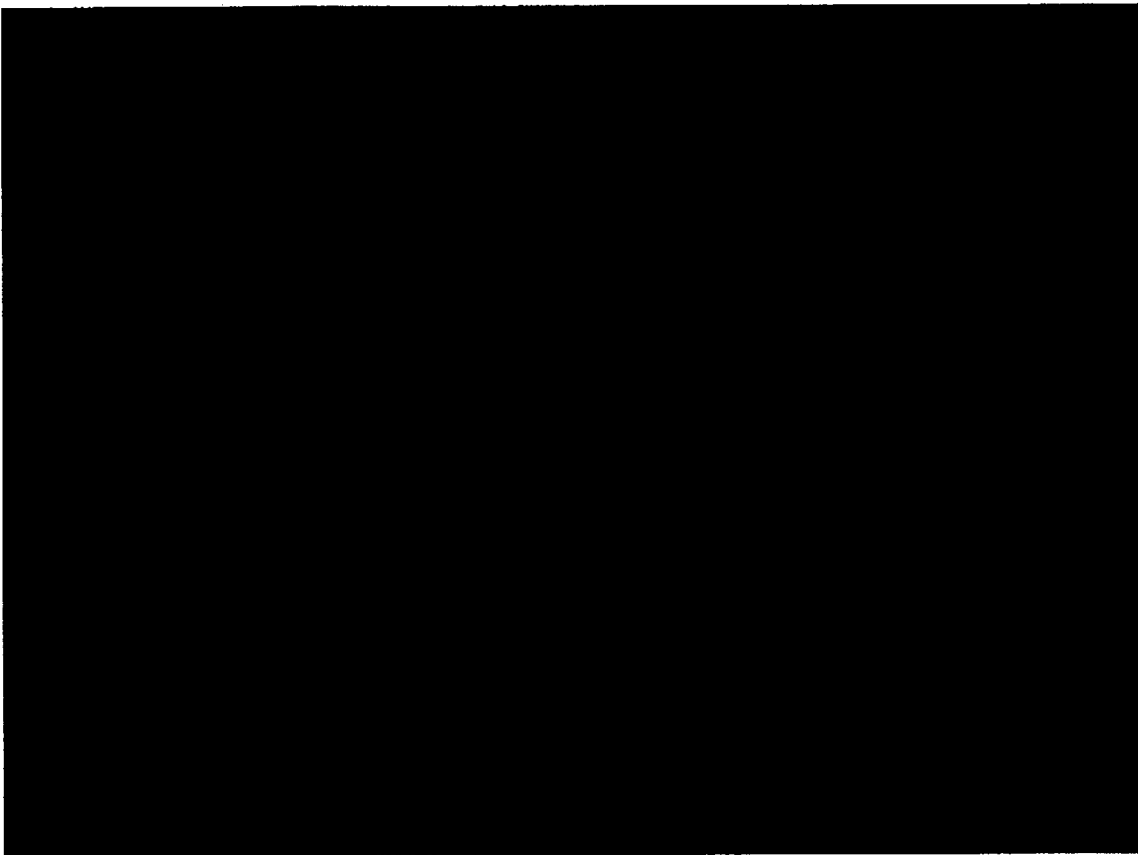


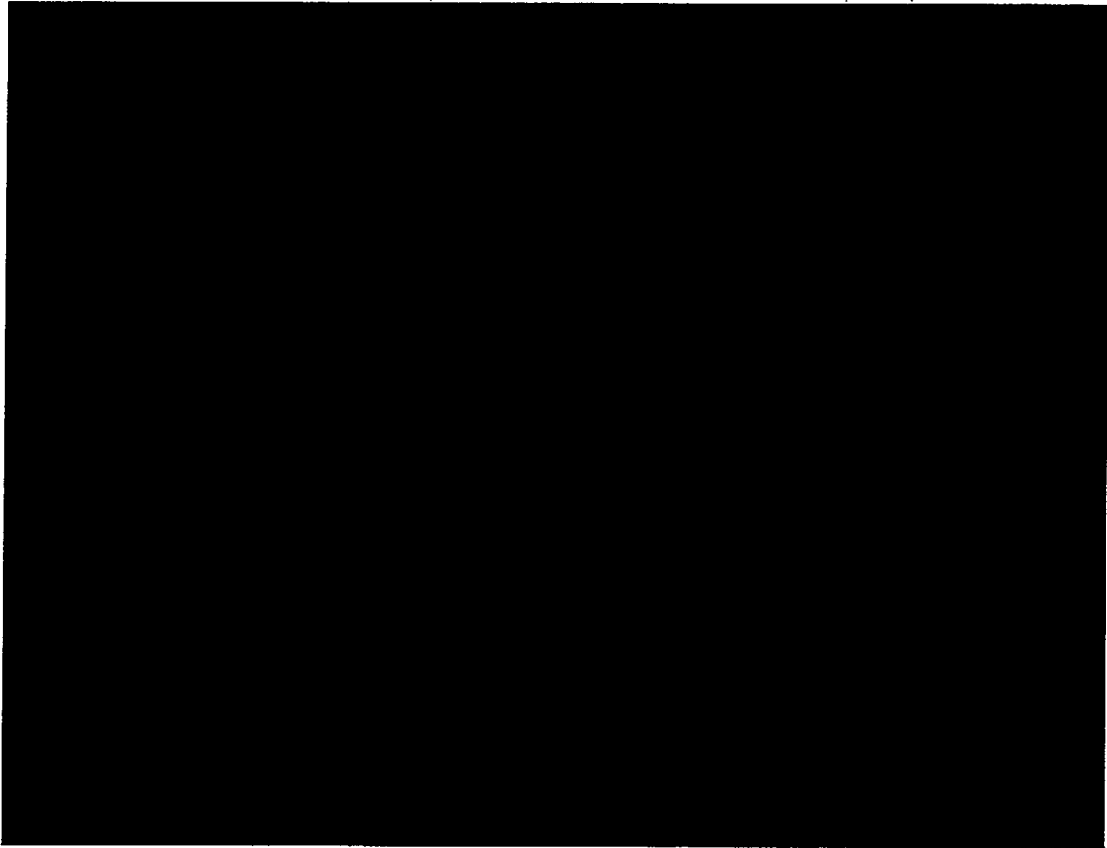


7

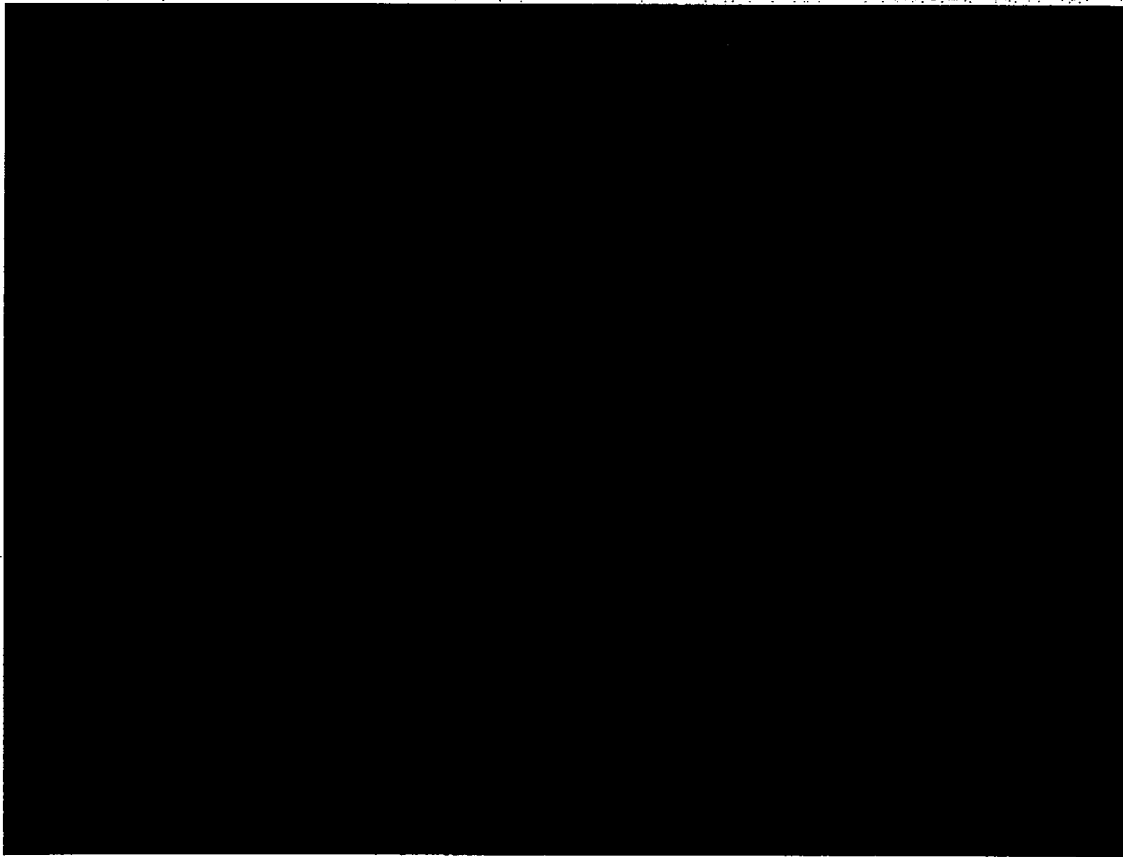


6





11



10

参考法令

法人税法第二条

二十九の二 法人課税信託 次に掲げる信託（集団投資信託並びに第十二条第四項第一号（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する退職年金等信託及び同項第二号に規定する特定公益信託等を除く。）をいう。

ロ 第十二条第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）が存しない信託

法人税法第四条の六 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この章において同項の資産及び負債並びに当該信託財産の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この法律（第二条第二十九号の二（定義）、第四条（納税義務者）及び第十二条（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）並びに第六章（納税地）並びに第五編（罰則）を除く。以下この章において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

法人税法第四条の七 受託法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合にあっては、当該受託者である個人）について、前条の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この条において同じ。）又は法人課税信託の受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めるところによる。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの（次号において「営業所」という。）が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内国法人とする。

二 法人課税信託の信託された営業所が国内にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外国法人とする。

三 受託法人（会社でないものに限る。）は、会社とみなす。

四 信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託に係る受託人は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託人は合併法人に含まれるものとする。

五 信託の分割は分割型分割に含まれるものとし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者（同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託法人は分割法人に含まれるものとし、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託法人は分割承継法人に含まれるものとする）とする。

六 法人課税信託の受益権は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の受託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとみなし、当該受託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

七 受託法人は、当該受託法人に係る法人課税信託の効力が生ずる日（一の約定に基づき複数の信託契約が締結されるものである場合にはその最初の契約が締結された日とし、法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなつた場合にはその該当することとなつた日とす）に設立されたものとする。

八 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託（第二条二十九号の二ロ（定義）に掲げる信託に限る。）に第十二条第一項（信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号において「受益者等」という。）が存することとなつた場合（第二条二十九号の二イ又はハに掲げる信託に該当するものを除く。）には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとする。

九 法人課税信託（第二条二十九号の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。）の受託者がその有する資産の信託をした場合又は第十二条第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとする。

十 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

十一 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の受益者についてのこの法律の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

法人税法第十二条 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（権限の変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者とならぬ集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額及び各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この法律の規定を適用する。

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
一 退職年金等信託 第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産管理運用契約、確定拠出年金資産管理運用契約、勤労者財



産形成付契約若しくは動産者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百二十八条第三項（基金の廃止）若しくは第百三十七条の十五第四項（連合会の業務）に規定する契約又はこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る債権をいう。

二 特定公益債権等 第三十七條第六項（寄附金の税金不課税）に規定する特定公益債権及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第十一项（定義）に規定する加入者保護債権をいう。

5 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、第二項に規定する債権財産の給付を受けることとされた者に該当するかどうかの判定その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法第二十二條 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の売却、有償又は無償による資産の譲渡又は債務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

- 一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価（燃料費以外の費用で当該事業年度の終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- 二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販賣費、一般管理費その他の費用（燃料費以外の費用で当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- 三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの
- 四 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基礎に按じて計算されるものとする。
- 五 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配（資産の流動化に関する法律第百十五條第一項（中間配当）に規定する金額の分配を含む。）及び剰余資産の分配又は引渡しをいう。

法人税法第六十四條の三 第二十九号へ（定義）に規定する特定受益証券発行債権が法人譲渡債権に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた時の直前の未分配利益の額に相当する金額として政令で定める金額は、当該法人譲渡債権に係る受益法人（第四條の七（受益法人等）に関するこの法律の適用）に規定する受益法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 法人譲渡債権（第二十九條の二に掲げる債権に限る。）に第十二條第一項（債権財産に属する資産及び負債並びに債権財産に附せられる収益及び費用の帰属）に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。）が存することとなつたことにより当該法人譲渡債権が同号ロに掲

げる債権に該当しないこととなつた場合（同号イ又はへに掲げる債権に該当する場合を除く。）には、当該法人譲渡債権に係る受益法人は当該受益者に對しその債権財産に属する資産及び負債のその際当しないこととなつた時の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受益法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

3 前項の場合において、同項の受益者が内国法人であるときは、当該受益者である内国法人は、同項の資産及び負債の同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、各事業年度の所得の金額を計算する。

4 法人譲渡債権に係る受益法人が当該法人譲渡債権の受益者の変更により当該法人譲渡債権に係る資産及び負債の移転をしたときは、当該変更後の受益者に当該移転をした資産及び負債の当該変更の直前の帳簿価額による引継ぎをしたものとして、当該受益法人の各事業年度の所得の金額を計算する。

5 前項の規定により同項の変更後の受益者が引継ぎを受ける資産及び負債の価額その他受益法人又はその受益者の各事業年度の所得の金額の計算に関し必要な事項は、政令で定める。

法人税法施行令第三十一條の三 法第六十四條の三第一項（法人譲渡債権に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める金額は、同項に規定する特定受益証券発行債権（以下この項及び次項において「特定受益証券発行債権」という。）が法人譲渡債権に該当することとなつた日の属する事業年度開始の日の前日における当該特定受益証券発行債権の貸借対照表に記載された第十四條の四第十項（特定受益証券発行債権）に規定する財務省で定める金額（当該金額が零に満たない場合は、零）とする。

2 特定受益証券発行債権が法人譲渡債権に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた時の直前の法第六十四條の三第一項に規定する政令で定める金額が零に満たないときは、その満たない部分の金額に相当する金額は、当該法人譲渡債権に係る受益法人（法第四條の七（受益法人等）に関するこの法律の適用）に規定する受益法人をいう。以下この条において同じ。）のその該当することとなつた日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3 法第六十四條の三第四項に規定するときにおいては、同項に規定する資産及び負債の移転を受けた受益法人は、当該資産及び負債の同項に規定する帳簿価額による引継ぎを受けたものとして、同項に規定する場合において、同項の規定により法第六十四條の三第四項に規定する資産及び負債の引継ぎを受けたものとされる受益法人のその引継ぎの時に同項の資本金等の額及び利益積立金額は、同項の規定により当該資産及び負債の引継ぎをしたものとされる受益法人のその引継ぎの直前における資本金等の額及び利益積立金額に相当する金額とする。

5 前二項に定めるもののほか、法第六十四條の三第四項に規定する資産及び負債の同項に規定する移転があつた場合の法人税に關する法令の規定の適用については、適格合併による資産又は負債の引継ぎの例による。

6 法人譲渡債権について債権の分割が行われた場合には、分割債権（債権の分割によりその債権財産の一部を受益者を同一とする他の債権又は新たな債権に移転する債権をいう。以下この項において同じ。）に係る受益法人が承継債権（当該分割債権からその債権財産の一部の移転

を受ける信託をいう。以下この項において同じ。)に係る受託法人から当該承継信託に移転する資産又は負債と引換えに当該承継信託の受益権を取得し、直ちにその受益者に交付したものとみなす。

所得税法第六條の三 受託法人(法人課税信託の受益者である法人(その受益者が個人である場合にあつては、当該受益者である個人)について、前條の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの法律の規定を適用する場合における当該受益者である法人をいう。以下この条において同じ。)又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてこの法律の規定を適用する場合には、次に定めることによる。

一 法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるもの(次号において「営業所」という。)が国内にある場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、内國法人とする。

二 法人課税信託の信託された営業所が国内にない場合には、当該法人課税信託に係る受託法人は、外國法人とする。

三 受託法人(会社でないものに限る。)は、会社とみなす。

四 法人課税信託の受益権(公衆公社債等運用投資信託以外の公債債等運用投資信託の受益権及び社債的受益権(資産の流動化に関する法律第二百三十一條第一項第二号(特定目的信託契約)に規定する社債的受益権をいう。第二十四條第一項(配当所得)、第七十六條第一項及び第二項(信託財産に係る利子等の課税の特例)、第二百二十四條の三(株式等の譲渡の対価の受取者等の告知)並びに第二百五十五條第一項(支払調書)において同じ。))を除く。)は株式又は出資とみなし、法人課税信託の受益者は株主等に含まれるものとする。この場合において、その法人課税信託の委託者である法人の株式又は出資は当該法人課税信託に係る受託法人の株式又は出資でないものとし、当該委託者である法人の株主等は当該受託法人の株主等でないものとする。

五 法人課税信託について信託の終了があつた場合又は法人課税信託(法人税法第二十九條の二(定義)に掲げる信託に限る。)に第十三條第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同條第二項の規定により同條第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。次号及び第七号において「受益者等」という。)が存することとなつた場合(同法第二十九條の二イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。)には、これらの法人課税信託に係る受託法人の解散があつたものとす。

六 法人課税信託(法人税法第二十九條の二ロに掲げる信託を除く。以下この号において同じ。)の委託者若しくはその有する資産の信託をした場合又は第十三條第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する出資があつたものとみなす。

七 法人課税信託(法人税法第二十九條の二ロに掲げる信託に限る。以下この号において同じ。)の委託者若しくはその有する資産の信託をした場合又は第十三條第一項の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託が法人課税信託に該当

することとなつた場合には、これらの法人課税信託に係る受託法人に対する贈与により当該資産の移転があつたものとみなす。

八 法人課税信託の収益の分配は資本剰余金の減少に伴わない剰余金の配当と、法人課税信託の元本の払戻しは資本剰余金の減少に伴う剰余金の配当とみなす。

九 前各号に定めるもののほか、受託法人又は法人課税信託の委託者若しくは受益者についてのこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

所得税法第六十七條の三 居住者が法人課税信託(法人税法第二十九條の二ロ(定義)に掲げる信託に限る。)の第十三條第一項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)に規定する受益者(同條第二項の規定により同條第一項に規定する受益者とみなされる者を含むものとし、清算中における受益者を除く。)となつたことにより当該法人課税信託が同号ロに掲げる信託に該当しないこととなつた場合(同号イ又はハに掲げる信託に該当する場合を除く。)には、その受託法人(第六條の三(受託法人等)に関するこの法律の適用)に規定する受託法人をいう。)からその信託財産に属する資産及び負債をその該当しないこととなつた時の直前の帳簿価額を基礎として政令で定める金額により引継ぎを受けられたものとして、当該居住者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

二 前項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた収益の額は、当該居住者のその引継ぎを受けた日の属する年分の各種所得の金額の計算上、繰入金額に算入しない。

三 信託(第十三條第一項ただし書に規定する集団投資信託、退職年金等信託又は法人課税信託を除く。以下この条において同じ。)の委託者(居住者に限る。以下この項において同じ。)がその有する資産を信託し、信託に際して、当該信託の受益者となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であるときは、当該資産を信託した時において、当該信託の委託者から当該信託の受益者等となる者に対して贈与(当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による贈與)により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の委託者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

四 信託に新たに受益者等が存するに至つた場合(前項及び第六項の規定の適用がある場合を除く。)において、当該信託の新たな受益者等となる者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに受益者等となる者であり、かつ、当該信託の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該新たな受益者等が存するに至つた時において、当該信託の受益者等であつた者から当該新たな受益者等となる者に対して贈与(当該受益者等となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による贈與)により当該信託に関する権利に係る資産の移転が行われたものとして、当該信託の受益者等であつた者の各年分の各種所得の金額を計算するものとする。

五 信託の一部の受益者等が存しなくなつた場合において、既に当該信託の受益者等である者(法人に限る。以下この項において同じ。)が適正な対価を負担せずに当該信託に関する権利について新たに利益を受ける者となる者であり、かつ、当該信託の一部の受益者等であつた者が居住者であるときは、当該信託の一部の受益者等が存しなくなつた時において、当該信託の

一部の受益者等であった者から当該利益を受ける者となる者に対して贈与（当該利益を受ける者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による贈与）により当該信託に属する権利に原る資産の移転が行われたものとして、当該信託の一部の受益者等であった者の各年の各種所得の金額を計算するものとする。

6 借託が終了した場合において、当該借託の残余財産の給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者（法人に限る。以下この項において同じ。）が適正な対価を負担せずに当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者であり、かつ、当該借託の終了の直前において受益者等であった者が居住者であるときは、当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となつた時において、当該受益者等であった者から当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者に対し贈与（当該給付を受けるべき、又は帰属すべき者となる者が対価を負担している場合には、当該対価の額による贈与）により当該借託の残余財産（当該借託の終了の直前においてその者が当該借託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた当該借託に属する権利に相当するものを除く。）の移転が行われたものとして、当該受益者等であった者の各年の各種所得の金額を計算するものとする。

7 第三項から前項までに規定する受益者等とは、第六十七條第一項に規定する受益者（同条第二項の規定により同条第一項に規定する受益者とみなされる者を含む。）をいう。

8 第一項の規定による引継ぎにより生じた損失の額がある場合の所得の金額の計算、第三項に規定する借託に関する権利が当該借託に関する権利の全部でない場合における同項の規定の適用その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

所得税法施行令第九十七條の三 第六十七條の三 第一項（借託に係る所得の金額の計算）に規定する政令で定める金額は、同項の法人課税信託が法人税法第二十九條の二ロ（左列）に掲げる借託に該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する受託法人の同項の借託財産に属する資産及び負債の帳簿価額に相当する金額とする。

2 第六十七條の三 第三項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合における同項の借託財産に属する資産については、前項に規定する該当しないこととなつた時の直前における同項に規定する帳簿価額に相当する金額により取得したものとみなして、当該居住者の各年の各種所得の金額を計算するものとする。この場合において、同条第一項の法人課税信託の同項に規定する受託法人が当該資産を取得した日を当該居住者の当該資産の取得の日とする。

3 第六十七條の三 第三項の居住者が同項の規定により資産及び負債の引継ぎを受けたものとされた場合におけるその引継ぎにより生じた損失の額は、当該居住者の各年の各種所得の金額の計算上、生じなかつたものとする。

4 第六十七條の三 第三項に規定する収益の額は、第一項に規定する資産の同項の帳簿価額の合計額が同項に規定する負債の帳簿価額の合計額を超える場合におけるその超える部分の金額に相当する金額とし、前項に規定する損失の額は、当該資産の帳簿価額の合計額が当該負債の帳簿価額の合計額に満たない場合におけるその満たない部分の金額に相当する金額とする。

5 第六十七條の三 第三項に規定する借託に関する権利が当該借託に関する権利の全部でない場合における同項から同条第六項までの規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該借託についての受益者等（第六十七條の三 第七項に規定する受益者等という。以下この項において同じ。）が一である場合には、当該借託に関する権利の全部を当該受益者等が有するものとみなす。

二 当該借託についての受益者等が二以上ある場合には、当該借託に関する権利の全部をそれぞれその受益者等が有する権利の内訳に応じて有するものとみなす。

借託法第九條の四 受益者等が存しない借託の効力が生ずる場合において、当該借託の受益者等となる者が当該借託の委託者の親族として政令で定める者（以下この条及び次条において「親族」という。）であるとき（当該借託の受益者等となる者が明らかでない場合にあつては、当該借託が終了した場合に当該委託者の親族が当該借託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該借託の効力が生ずる時に基いて、当該借託の受益者は、当該委託者から当該借託に関する権利を贈与（当該委託者の死亡に基いて当該借託の効力が生ずる場合にあつては、遺贈）により取得したものとみなす。

2 受益者等の存する借託について、当該借託の受益者等が存しないこととなつた場合（以下この項において「受益者等が不在となつた場合」という。）において、当該受益者等の次に受益者等となる者が当該借託の効力が生じた時の委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等となる者（当該次に受益者等となる者が明らかでない場合には、当該借託が終了した場合に当該委託者又は当該次に受益者等となる者の前の受益者等の親族が当該借託の残余財産の給付を受けることとなるとき）は、当該借託の受益者等が不在となつた場合に該当することとなつた時において、当該借託の受益者は、当該次に受益者等となる者の前の受益者等から当該借託に関する権利を贈与（当該次に受益者等となる者の前の受益者等の死亡に基いて当該次に受益者等となる者の前の受益者等が存しないこととなつた場合にあつては、遺贈）により取得したものとみなす。

3 第二項の規定の適用がある場合において、これらの借託の受益者が個人以外であるときは、当該受益者を個人とみなして、この法律その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

4 第三項の規定の適用がある場合において、これらの規定により第一項又は第二項の受益者に課される贈与税又は相続税の額については、政令で定めるところにより、当該受益者に課されるべき法人税その他の税の額に相当する額を控除する。

借託法第九條の五 受益者等が存しない借託について、当該借託の契約が締結された時その他の時として政令で定める時（以下この条において「契約締結時等」という。）において存しない者が当該借託の受益者等となる場合には、当該借託の受益者等となる者が当該借託の契約締結時等における委託者の親族であるときは、当該存しない者が当該借託の受益者等となる時において、当該借託の受益者等となる者は、当該借託に関する権利を個人から贈与により取得したものとみなす。

参照通達

法人税基本通達14-4-7 法第12条第1項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》に規定する「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）」には、原則として、信託法第182条第1項第1号《残余財産の帰属》に規定する残余財産受益者は含まれるが、次に掲げる者は含まれないことに留意する。（平19年税法2-5「八」により追加）

- (1) 同項第2号に規定する帰属権利者（以下14-4-8までに於いて「帰属権利者」という。）  
（その信託の終了前の期間に限る。）
- (2) 委託者の死亡の時に受益権を取得する同法第90条第1項第1号《委託者の死亡の時に受益権を取得する旨の定めのある信託の特例》に掲げる受益者となるべき者として指定された者（委託者の死亡前の期間に限る。）
- (3) 委託者の死亡の時に以後に信託財産に係る給付を受ける同項第2号に掲げる受益者（委託者の死亡前の期間に限る。）

法人税基本通達14-4-8 法第12条第2項《信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属》の規定により受益者とみなされる者には、同項に掲げる信託の変更をする権限を現に有している委託者が次に掲げる場合であるものが含まれることに留意する。（平19年税法2-5「八」により追加、平23年税法2-17「三十一」により改正）

- (1) 当該委託者が信託行為の定めにより帰属権利者として指定されている場合
- (2) 信託法第182条第2項《残余財産の帰属》に掲げる信託行為に残余財産受益者若しくは帰属権利者（以下14-4-8において「残余財産受益者等」という。）の指定に関する定めがない場合又は信託行為の定めにより残余財産受益者等として指定を受けた者の全てがその権利を放棄した場合

以上